

新中津市民病院改革プラン(案)に係るパブリックコメントおよび回答

No.	該当頁	意見等	回答
1	P15～16	<p>地域包括ケアシステムの構築について頑張ってもらいたい。国は、在宅医療の推進により、医療費の抑制を目指しているみたいだが、医療と介護の連携が深まること、当該個人に急な異変があった場合の対応などきめ細やかな仕組みを作ってほしい。頑張ってください。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。 当院としても、プランにあるように地域において住民が安心して生活ができるよう、公立病院として介護保険事業所との連携や、きめ細やかな退院支援、健康づくりの推進等積極的に進めて参ります。また、「在宅療養後方支援病院」の施設認定については、前向きに検討を行って参ります。</p>
2	<p>①概要版及び本文P25 ②P3</p>	<p>①拝見させていただきましたが、わからない用語があるので説明がほしいです。 「地方公営企業法の全部適用」、「普通交付税の基準財政需要額」</p> <p>②整形外科は休診となっているようですが、いつごろ再開の予定でしょうか。</p>	<p>ご質問ありがとうございます。下記のとおりお答えいたします。 ①本文の用語解説に追記いたします。 ご質問の用語については下記のとおりです。 「地方公営企業法の全部適用」 地方公営企業法は、地方公共団体が運営する公営企業の組織や財務、職員の身分など公営企業の経営に関する基本的な基準を定めた法律。この法律の規定を全部適用することで、これまで市長にあった組織や人事などについての権限が、事業管理者に移行し、公営企業としての独立性が強化され、今まで以上に経営に対し、収益確保、経費節減といった考え方が導入される。 「普通交付税の基準財政需要額」 基準財政需要額とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額である。普通交付税は、この基準財政需要額が当該団体の基準財政収入額を超える団体に交付される。</p> <p>②整形外科につきましては、標榜していますが、現状開設はしておりません。これまでも、医師の確保に努力しているところです。救急医療の面からも、整形外科の開設は重要と考えておりますので、今後も前向きに進めてまいります。</p>